

わいせつ行為の根絶に向けた取り組み

1. 生徒と教室や研究室等で、外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談にのる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
2. 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓などにもものを貼らず、外から誰も見えないようにする。
 - ・小窓の設置等が難しい室の管理者は、教頭等管理職とし、随時使用状況等を確認する。
 - ・部屋を一人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等で保管する。
3. 私的な電話、メール、SNS 等によるやりとりはしない。
4. 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
5. 教育目的以外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画はしない。
6. 教育目的以外で、生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
7. わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適切であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇なく校長等に報告する。あるいは校内相談窓口または校外通報・相談窓口へ連絡する。

《 相談窓口 》

◎生徒・保護者対象

学校生活相談センター 0120-0-78310(無料 24h)

子ども支援センター 0800-800-8035(無料)

◎教職員対象

〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」

子ども支援センター(大人用) 026-225-9330